最終更新日：2017年3月31日

日本フェンオール株式会社
代表取締役社長　田原　仁志
問合せ先：執行役員 管理統括部長　中野　誉将
証券コード：6870
http://www.fenwal.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、「経営理念」にも「法令を遵守し倫理性の高い企業活動を通じて、透明性の高い企業を目指す」旨を明記し、取り組み姿勢を明確にしております。
これは、業務遂行にあたり、社長を含む全役職員がすべての社内外の関係者と公平・公正な取引を心がけ、積極的な情報開示により透明性を高めることで実現できると考えております。
これからも、社員の教育・啓蒙を継続的に実施し、全社に一層浸透させるように不断の努力を続けてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則３－２－１】(外部会計監査人の適切な選定、評価)
(1) 監査役会は、外部会計監査人候補の評価に関する基準は特に定めておりませんが、四半期ごとのレビューの実施時等において、状況の把握に努めております。
なお、今後は、評価等に関する基準を設けることを検討いたしたいと考えております。
(2) 監査役会は、外部会計監査人の独立性と専門性等については、四半期ごとのレビューの実施時等に確認いたしております。

【原則４－８】(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、コーポレートガバナンス・コードの主旨を理解し、会社の中長期的な成長と更なる企業価値の向上を目指すうえで、2名以上の独立社外取締役を選任する方針でございます。
しかしながら、今回は適任の方が見つからず、やむを得ず1名だけの選任となっております。なお、来期２０１８年3月に開催予定の当社定時株主総会ではお諮りいただけるよう人選を進めております。

【補充原則４－１１－１】(取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方)
当社の取締役は、当社の事業構成や組織体制に応じて、知識・経験・能力に加え、人物的な観点も含めバランスよく構成されております。
なお、取締役の員数は、当社定款において9名以内と定めております。

【補充原則４－１１－３】(取締役会の実効性についての分析・評価および結果の概要の) 開示
当社は、会社業績ならびに取締役の責務に対する評価について、事業年度終了後の最初に開催される取締役会にて、公正な基準に基づき実施いたしております。
なお、評価結果等に関する開示につきましては、今後、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】(いわゆる政策保有株式)
当社が保有する株式は、業務提携を含む取引の維持と強化を主な目的としており、純粋投資目的によるものは現状ございません。
また、保有にあたっては、中長期的な取引関係の強化や当社の企業価値向上に資すると判断した場合、取締役会において決定いたしております。
なお、保有株式にかかる議決権行使につきましては、特に一定の基準は設けておりませんが、発行会社の企業価値向上ならびに株主共同の利益に資するものか否かを総合的に判断いたしております。

【原則１－７】(関連当事者間の取引)
当社は、関連当事者取引管理規程を定めており、新たに関連当事者等に該当する者と取引を開始する場合、取引開始の経緯とその具体的内容、取引条件の合理性および妥当性が確保されているかを含め、取締役会の決議を必要といたしております。
また、継続中の関連当事者取引等については、継続的に監視し、合理性のない取引等その取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合、取締役会で都度審議し、取引を適切に牽制できる体制を構築いたしております。

【原則３－１】(情報開示の充実)
(1) 経営理念や中期3ヶ年計画、決算説明会資料等について、ホームページに掲載いたしております。
(2) コーポレートガバナンスに関する報告書について、ホームページに掲載いたしております。
(3) 役員報酬の決定にあたっての方針および決定方法について、有価証券報告書に記載いたしております。
(4) 取締役および監査役候補の指名にあたっては、高度な倫理観・誠実性・価値観と強い探究心を保持し、実践的な見識と成熟した判断能力を兼ね備え、幅広い訓練と経験を積んだ人物から選定し、取締役会において決定いたしております。
(5) 取締役および監査役候補者については、全て株主総会招集通知に選任理由を記載いたしております。

【補充原則４－１－１】(経営陣に対する委任の範囲)
当社は、経営の意思決定機関である取締役会と日常の業務執行を決定する経営会議を毎月開催いたしております。
取締役会は、法令や当社定款に定めるもののほか、取締役会規程等において付議事項に関する基準を定め、その権限に基づき経営方針その他経営に関する重要事項を決定する場として、業務執行状況を監督する機関として活用しております。
〈主な取締役会決議事項〉

・経営上の基本方針
・決算に関する事項
・取締役に関する事項
・重要な人事・組織に関する事項
・重要な規則の制定・改廃の大綱

また、経営会議は、経営会議規程等に基準を定め日常業務の意思決定と情報共有の場として、常勤取締役のほか、執行役員および統括部長が出席しております。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
当社は、社外取締役および社外監査役の選任にあたっては、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準に準拠いたしております。
なお、当社では、法律に精通した専門家や財務・会計に相当程度の見識をもった候補者を選定いたしております。

【補充原則４－１１－２】（取締役および監査役の兼任状況）
当社は、取締役および監査役について、他の上場会社の役員の兼任状況を株主総会招集通知および有価証券報告書により開示を行っております。
なお、社外監査役１名が他の上場会社の執行役員を兼任いたしておりますが、執務時間は、会議への出席ならびに問い合わせや資料等の確認など、その役割と責務を果たすために必要な時間は確保できております。

【補充原則４－１４－２】（取締役・監査役に対するトレーニングの方針）
当社は、取締役および監査役に対して、当社事業の経営に関する監督および監査の機能を果たすため、関連法令ならびに定款や取締役会規程等の各規則に関する就任時研修のほか、高い専門性を養うための知識習得等を目的とした外部機関による研修を継続的に実施しております。
また、社外取締役および社外監査役については、工場や開発拠点等の見学会実施など、当社事業の理解を深めるための施策を行っております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
当社は、株主との建設的な対話を促進するため、以下の方針で対応いたしております。
（１）株主との対話全般については、IR担当取締役が統括しております。
（２）IRに関しては総務部が窓口となり経理部や経営企画室とも連携のうえ、問い合わせや取材等へも対応いたしております。
（３）年２回、アナリスト向けの決算説明会の開催や個別ミーティングを実施いたしておりますが、機関投資家訪問やその他のIR活動については、今後、強化していきたいと考えております。
（４）株主の意見等については、IR担当取締役を通じて取締役会に報告を上げる仕組みとなっており、検討が必要と判断した場合は、取締役会の中で議論されております。
（５）インサイダー情報については、「内部情報管理および内部者取引防止規程」に基づく管理と社員教育の徹底を図っております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
KBL EPB S.A. 107704	480,800	8.15
株式会社三井住友銀行	294,000	4.98
株式会社八十二銀行	290,000	4.92
西華産業株式会社	250,000	4.24
新日本空調株式会社	228,800	3.88
三井住友信託銀行株式会社	210,000	3.56
株式会社吉田ディベロプメント	201,000	3.41
東レ・メディカル株式会社	200,000	3.39
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDE C/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/U CITS ASSETS	200,000	3.39
株式会社ヨコオ	192,200	3.26

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部

決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておりません。
その他、該当する事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上村　真一郎	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上村　真一郎	○	―――	弁護士として培われた豊富な知識と高い見識を有しており、当社の経営に関し、客観的な立場から適切な助言をいただけるものと判断したため。 また、実質的に当社経営陣との利害関係は有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・会社法の規定に基づき、連結財務諸表および財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
また、年4回、会計監査を中心にそれに付随する業務監査を対象として実施しております。

・内部監査室を設置し、業務監査を実施するとともに、監査報告書を代表取締役および監査役に提出しております。
また、監査役は内部監査室と連携し、内部統制システムに関わる状況の把握と必要な指示、助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木　二郎	他の会社の出身者							△						
尾崎　雅一	他の会社の出身者							○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　二郎		―――	企業経営に関する豊富な知識と経験から高い見識を有しており、当社の業務遂行における適切な監査が行える人物であるとともに、金融機関での長年の勤務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、中立的、客観的立場による意見が得られるものと判断したため。 また、実質的に当社経営陣との利害関係は有しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしております。。

尾崎　雅一	○	――	経営諸問題に対する客観的な判断力に優れており、また、西華産業㈱において、経営企画および内部監査業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査が行える人物であると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言および助言を行っております。
監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について意見の表明を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度等の導入については、当社が市場の異なる4つの事業を営んでおり、業績に対する貢献度の判断が難しく、付与対象者を限定することが困難であることから、現在のところ実施しておりません。
しかしながら、士気を高め株価を上げる有効な手段であることも認識しており、今後の検討事項としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における取締役および監査役の報酬額は、取締役7名に対して123,546016千円(うち社外取締役4,200千円)、監査役に3名に対して20,070千円(うち社外監査役3,550千円）となっております。
（注）
1．上記には、平成28年6月17日開催の臨時株主総会の終結の時をもって辞任した監査役1名および平成28年8月20日付にて辞任した取締役1名を含んでおります。また、在任中の無報酬の監査役（社外監査役）1名は含まれておりません。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、平成20年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額192百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成20年3月27日開催の第47回定時株主総会において年額27.6百万円以内と決議いただいております。
5．上記の支給額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与27,347千円（取締役5名に対し27,347千円）
・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額15,362千円（取締役7名に対し13,241千円（うち社外取締役1名に対し600千円）、監査役3名に対し2,120千円（うち社外監査役1名に対し
550千円））
6．上記のほか、平成28年3月30日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支払っております。
・退任取締役1名に対し　15,666千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

月1回開催する経営会議での決定事項等、会社の意思決定および業績等については速やかに報告すると共に、取締役会等、重要な意思決定事項については資料配布をするなど、取締役会での意思決定に支障がないよう事前説明を行なっている。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行に関しては、日常業務の意思決定機関として、常勤取締役、執行役員、監査役をメンバーとする経営会議を月1回定期開催している。

監査は、監査役による業務監査の他、会計監査は有限責任監査法人トーマツに上場以来、依頼している。他の委員会等は設置していない。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、現状、弁護士資格を有する社外取締役1名と、社外にて十分な経験を有する2名の社外監査役により独立性が保たれており、客観的立場による適切な監視機能が保たれているため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社では、株主総会における事業報告をビジュアル化にすることで、株主に対し事業の経過 等をわかりやすく説明しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（2月、8月）、決算発表後にアナリスト向けの決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に決算公告、決算短信、報告書等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関する担当部署は、総務部となっております。	
その他	当社では、ホームページ上にIRに関するお問い合わせフォームを設置し、質問等を受け付けております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、役職員行動規範において、次のことを規定しております。 1.人権の尊重 2.高い企業倫理の保持 3.誠実で透明性のある開かれた職場環境 4.各種法令の遵守 5.公正・公平な取引 6.情報の厳正なる取り扱い 7.環境保全 8.反社会的勢力に対する毅然たる対応
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、長野工場におきまして、ISO14001を取得しております。
その他	当社では、仕事と育児の両立に向けた取り組みとして、産前・育児休業はもとより短時間勤務 制度など職場環境の整備に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社は、会社法および会社法施行規則に準拠し、業務の適正を確保するために必要な体制に関する基本方針を次のとおり定めております。

1．当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および当社子会社では、法令遵守に基づく公正な企業活動を経営上のトッププライオリティとして位置付けると同時に、その達成に向けて「役職員行動規範」を設けて運用する。また、法令等違反行為の早期発見と是正を目的としコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムの整備と強化を図るほか、コンプライアンス教育、社内通報制度の運用などコンプライアンスの徹底運用を図る。

2．当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社および当社子会社は、職務執行に係る重要情報を文書管理規程に基づき、関連資料とともに書面または電磁的媒体に記録し保存する。当該情報は取締役および監査役の求めに応じて速やかに提供する。

3．当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社および当社子会社のリスクの体系的管理を目的として「リスク管理規程」を設けリスクの早期発見と未然防止に努める。また、同規程に定めるリスク発生時においては、損失抑制の具体策を速やかに講じるとともに緊急対策本部を設置し適切な対応を図る。

4．当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当社および当社子会社では、取締役会規程、業務分掌その他の社内規程に基づく執行手続き、職務分担により、当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

5．当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社子会社は、法令を遵守し倫理性の高い企業活動を通して透明性のある企業を目指すことを企業理念として掲げる。また、子会社における業務について、子会社管理規程を設け、当社と子会社間の連携を高めるとともに、当社の常勤監査役が適時業務監査を実施し、業務の適正を確保する体制を強化する。

6．当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社監査役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する体制
当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、必要に応じて当社使用人の中から監査スタッフを任命する。また、任命された監査スタッフは、その補助業務に関しては監査役の指示命令に基づき業務を遂行することとし、独立性および実効性を確保するため、当社取締役からの指揮は受けないものとする。

7．当社取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人等が当社監査役に報告するための体制、および報告した者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制等
当社取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人等は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく報告する。
1）重大な法令・定款違反
2）当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事項
3）内部監査の実施状況
4）リスク管理に関する状況
なお、監査役が使用人等から直接報告を受けることができ、通報者に対して不利益な取扱いとならないよう内部通報制度を継続実施する。また、当社監査役の職務の執行について生ずる費用または債務は、請求があった後、速やかに処理する。

8．その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社監査役は、定期的に当社および当社子会社の取締役から報告を受けるとともに、会計監査人との定期的な意見交換会をはじめ、子会社の監査役および内部監査室との定例報告会を開催するなどの連携を図る。

9．財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価のための体制
当社および当社子会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況および運用状況の評価を定期的に実施し、不備が発見された場合は速やかに是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。

10．反社会的勢力排除に向けた体制
当社および当社子会社は、反社会的勢力に対する基本方針および対応に関する規程を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とした体制を構築し、実施にあたって適正な業務運営を確保できるようガイドライン等の整備を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社および当社子会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりであります。

1．取締役の職務執行
取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するよう徹底しております。また、当事業年度において取締役会を13回開催しており、経営に関する重要事項の決定と経営業績の評価・分析等を審議いたしました。

2．監査役の職務執行
社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況の確認を目的として、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

3．内部監査の実施
内部監査基本計画に基づき、当社ならびに当社子会社の内部監査を実施いたしました。

4．財務報告に係る内部統制
内部報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団排除条例の遵守はもとより、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応することを基本としている。
また、地域社会警察当局とも連携して特殊暴力を効果的に排除するための協力を行っております。

【反社会的勢力に対する基本方針】
1）反社会的勢力との関係を一切遮断するために、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
2）反社会的勢力による被害を防止するために、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
3）反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
4）反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
5）反社会的勢力の不当要求に対応する役職員の安全を確保します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

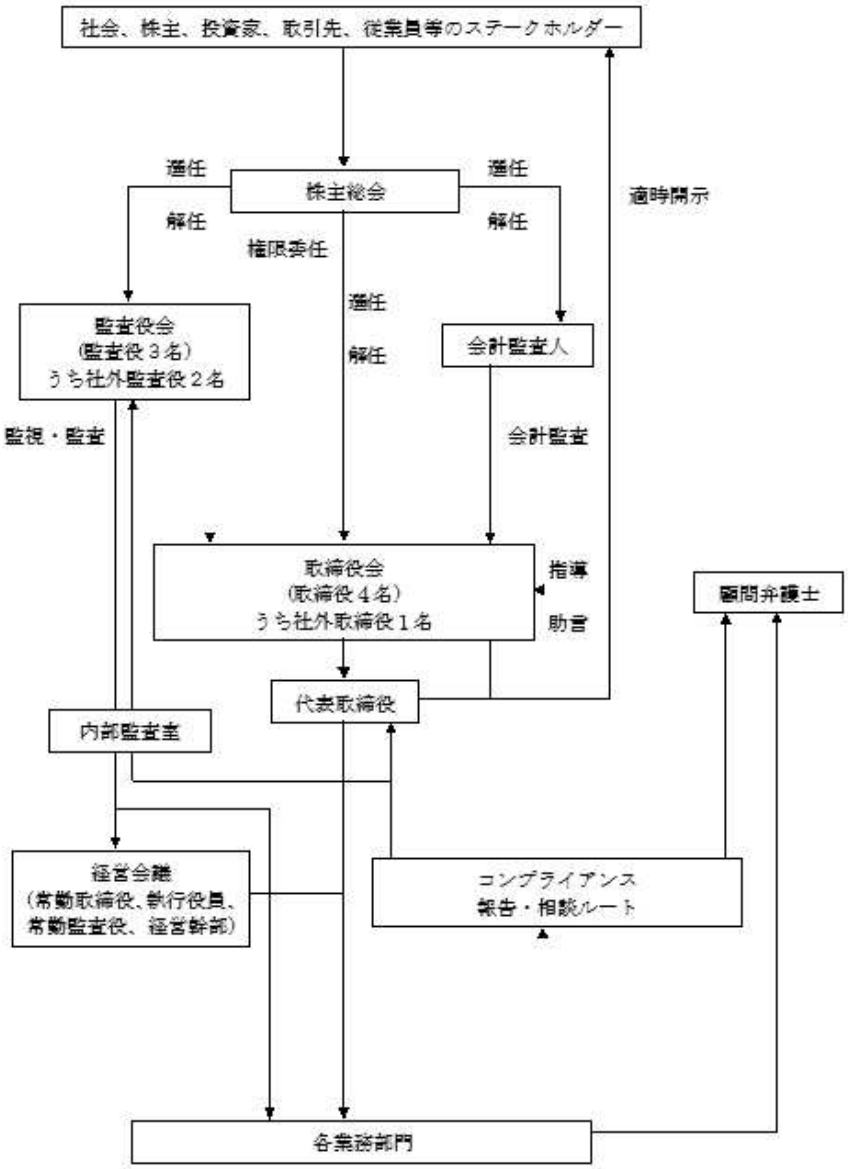
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

今後の検討事項。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制を充実させるため、監査体制を強化するなど社内の整備を図るとともに、継続的に経営環境の変化に柔軟に対応して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。


社会、株主、投資家、取引先、従業員等のステークホルダー
選任
株主総会
選任
適時開示
解任
権限委任
解任
選任
解任
監査役会
(監査役３名)
うち社外監査役２名
会計監査人
監視・監査
会計監査
取締役会
(取締役４名)
うち社外取締役１名
指導
助言
顧問弁護士
代表取締役
内部監査室
経営会議
(常勤取締役、執行役員、
常勤監査役、経営幹部)
コンプライアンス
報告・相談ルート
各業務部門